

基 監 発 第 0 3 0 6 0 0 1 号

基 安 化 発 第 0 3 0 6 0 0 1 号

平 成 2 1 年 3 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

安全衛生部化学物質対策課長

(契印省略)

石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について (一部改正)

標記の石綿ばく露防止対策の推進については、平成17年7月28日付け基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」及び同日付け基監発第0728001号・基安化発第0728002号「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」(以下「課長内かん」という。)をもって指示しているところであるが、今般、課長内かんについて、別紙の新旧対照表のとおり改めるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、改正前の課長内かんの記の4の(3)にかかわらず、平成20年分については、別添1の「監督指導・個別指導・実地調査付表」の写しを送付する必要はなく、改正後の記の4の(3)による別添2の「石綿ばく露防止対策の実施状況」を送付すれば足りること。

○ 「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」（平成 17 年 7 月 28 日付け基監発第 0728001 号・基安化発第 0728002 号） 新旧対照表

改正後	現行
基監発第 0728001 号 基安化発第 0728002 号 平成 17 年 7 月 28 日 改正 平成 19 年 7 月 4 日 <u>改正 平成 21 年 3 月 6 日</u> 都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局 監督課長 安全衛生部化学物質対策課長 石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について 標記の石綿ばく露防止対策の推進については、平成 17 年 7 月 28 日付け基監発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」（以下「局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、これが具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。 記	基監発第 0728001 号 基安化発第 0728002 号 平成 17 年 7 月 28 日 改正 平成 19 年 7 月 4 日 都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局 監督課長 安全衛生部化学物質対策課長 石綿ばく露防止対策の推進に当たっての<u>留意</u>すべき事項について 標記の石綿ばく露防止対策の推進については、平成 17 年 7 月 28 日付け基監発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」（以下「局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、これが具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。 記

1 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策について

(1) 計画届又は作業届の審査等(局長通達記の第2の2関係)

ア 計画届に係る実地調査

[redacted]を優先的に対象とすること。

イ 作業届に基づく個別指導

[redacted]主体的能力を勘案し個別指導を実施すること。

ウ 作業届の台帳の整備

提出のあった作業届については、個別指導等の対象事業場の選定に活用するため、事業場名、受理時の指導の有無、作業の開始予定日等を記載した台帳を整備すること。

(2) 監督指導及び個別指導(局長通達記の第2の3関係)

ア 監督指導

(ア) 重点事項

監督指導の実施に当たっては、次の事項を重点事項として、

[redacted]確認を行うこと。

1 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策について

(1) 計画届又は作業届の審査等(局長通達記の第2の2関係)

ア 計画届に係る実地調査

[redacted]を優先的に対象とすること。

イ 作業届に基づく個別指導

[redacted]主体的能力を勘案し個別指導を実施すること。

ウ 作業届の台帳の整備

提出のあった作業届については、個別指導等の対象事業場の選定に活用するため、事業場名、受理時の指導の有無、作業の開始予定日等を記載した台帳を整備すること。

(2) 監督指導及び個別指導(局長通達記の第2の3関係)

ア 監督指導

(ア) 重点事項

監督指導の実施に当たっては、次の事項を重点事項として、

[redacted]確認を行うこと。

[Redacted]

(イ) 監督指導の対象

① 作業現場

[Redacted]
に対して、監督指導を実施すること。
[Redacted] 選定すること。

なお、実地調査又は個別指導と重複して実施する必要はないこと。

② 店社

[Redacted]
については、
[Redacted] に対する監督指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

[Redacted]

(イ) 監督指導の対象

① 作業現場

[Redacted]
に対して、監督指導を実施すること。
[Redacted] 選定すること。

なお、実地調査又は個別指導と重複して実施する必要はないこと。

② 店社

[Redacted]
については、
[Redacted] に対する監督指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

① 労働安全衛生関係等法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずるほか、次によること。

② 削除

③

指導すること。

イ 個別指導

(ア) 重点事項

を重点とすること。

(イ) 個別指導の対象

前記(1)のイに示す対象を中心に技術的、専門的な観点から指導を行うことが必要と認められるもの等のうちから、主体的能力を勘案し、個別指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

個別指導を実施した結果、

所要の措置を講ずること。

と。

なお、前記のアの(ウ)の②及③に係る事項についても、必要な指導を行うこと。

(3) 留意事項

監督指導、個別指導及び実地調査の実施に当たっては、次の事項に留

① 労働安全衛生関係等法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずるほか、次によること。

②

指導すること。

③

指導すること。

イ 個別指導

(ア) 重点事項

を重点とすること。

(イ) 個別指導の対象

前記(1)のイに示す対象を中心に技術的、専門的な観点から指導を行うことが必要と認められるもの等のうちから、主体的能力を勘案し、個別指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

個別指導を実施した結果、

所要の措置を講ずること。

と。

なお、前記のアの(ウ)の②及③に係る事項についても、必要な指導を行うこと。

(3) 留意事項

監督指導、個別指導及び実地調査の実施に当たっては、次の事項に留

意すること。

ア 実施時期

実施すること。

イ 店社に対する監督

店社に対する監督については、

指導

すること。

ウ 付表の作成

監督指導、個別指導及び実地調査の実施時に別添 1 の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成すること。

エ その他

監督指導等を実施するに当たっては、署内の関係する部署間で十分な連携を図ること。

2 石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等について(局長通達記の第 4 関係)

(1) 全面禁止の措置の徹底

に対して指導を行うこと。

平成 18 年 9 月 1 日以降においても、法令で禁止されている石綿含有製品の製造、譲渡又は使用されている事案が散見されるところであり、近年においても、ガスケット、パッキン等の石綿含有シール材に係る事案が散見されていることに留意すること。

(2) 適用除外製品等の代替化の促進

全面禁止に係る適用除外製品等については、「石綿等の全面禁止に係

意すること。

ア 実施時期

実施すること。

イ 店社に対する監督

店社に対する監督については、

指導

すること。

ウ 付表の作成

監督指導、個別指導及び実地調査の実施時に別添の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成すること。

エ その他

監督指導等を実施するに当たっては、署内の関係する部署間で十分な連携を図ること。

2 石綿等を製造し、又は取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策について(局長通達記の第 4 関係)

る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」(平成 20 年 4 月)において、平成 23 年度中までに全ての適用除外製品等について代替化等が可能と報告されたことを受け、今後、累次の政令改正により猶予の撤廃を行っていくこととしているところ、

指導を行うこと。

(3) 石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する事業場に対する監督指導等については、次の事項に留意すること。

ア 重点事項

イ 監督指導又は個別指導の対象

監督指導又は個別指導の対象については、

事業場を重点とすること。

3 計画的な対策の推進について

石綿ばく露防止対策のうち、局長通達記の第 2 及び第 3 に掲げる対策について、

その計画的な実施を図ること。

石綿等を製造し、又は取り扱う事業場に対する監督指導等については、次の事項に留意すること。

(1) 重点事項

(2) 監督指導又は個別指導の対象

監督指導又は個別指導の対象については、

事業場を重点とすること。

3 計画的な対策の推進について

石綿ばく露防止対策のうち、局長通達記の第 2 及び第 3 に掲げる対策について、

その計画的な実施を図ること。

(1) 計画の策定

次の事項を中心として、平成21年度を初年度とする3か年計画を策定すること。この計画の策定に当たっては、石綿則が施行された平成17年度の実施状況及び平成18年度を初年度とする3か年計画により行った取組みの推進状況等を把握、分析の上で、当該3か年計画を作成するものとする。

ア 石綿則の周知

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行う事業者、発注者及び注文者、石綿等が吹き付けられている建築物の損傷等による労働者への石綿ばく露のおそれのある建築物の

も留意すること。

イ 地方公共団体等への要請等

局長通達記の第2の1及び4の事項について、毎年度実施するなど積極的な取組みを行うこと。

ウ 監督指導、個別指導及び実地調査

計画期間中は、

監督指導、個別指導及び実地調査の実施について、管内状況を踏まえ適切な業務量を確実に確保すること。

(2) 計画の実施状況の把握及び評価

計画の実施状況については、毎年、その実施状況を把握、分析し、その評価を行った上で次年度以降の計画の推進を図ること。

(1) 計画の策定

次の事項を中心として、平成18年度を初年度とする3か年計画を策定すること。この計画の策定に当たっては、石綿則が施行された平成17年度の実施状況等を把握、分析の上で、当該3か年計画を作成するものとする。

なお、平成17年度については、

を行うとともに、

に業務量を投入すること。

ア 石綿則の周知

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行う事業者、発注者及び注文者、石綿等が吹き付けられている建築物の損傷等による労働者への石綿ばく露のおそれのある建築物の

も留意すること。

イ 地方公共団体等への要請等

局長通達記の第2の1及び4の事項について、毎年度実施するなど積極的な取組みを行うこと。

ウ 監督指導、個別指導及び実地調査

計画期間中は、

監督指導、個別指導及び実地調査の実施について、管内状況を踏まえ適切な業務量を確実に確保すること。

(2) 計画の実施状況の把握及び評価

計画の実施状況については、毎年、その実施状況を把握、分析し、その評価を行った上で次年度以降の計画の推進を図ること。

なお、実施状況の把握に当たっては、計画届の届出件数及び作業届の提出件数並びに監督指導、個別指導及び実地調査の際に作成した付表等による石綿則の適否状況等を含めること。

4 行政執行体制の整備について

(1) 関係資料の整備

石綿による健康障害防止対策の推進のために、必要な基礎資料として労働基準行政情報システム等を活用する等により、石綿等を製造し、又は取り扱う事業場の情報の収集、整備を行うこと。

(2) 職員の安全確保及び研修の実施

ア 監督指導、個別指導及び実地調査において石綿等の除去作業等の現場に立ち入る際には、職員に配備した保護具を着用させ、石綿等のばく露防止対策を十分に行うこと。なお、保護具の使用方法等について研修を実施すること。

イ 吹き付けられた石綿等の除去作業、保温材等の除去作業については、事前調査における分析調査の要否、隔離作業の方法等に係る基本的な実施要領が確立されていることから、これらについて、「建築物の解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)等を活用して、必要な研修を実施すること。

(3) その他

3の(2)により把握した実施状況のうち、次の事項について、局においてとりまとめの上、別添2により毎年1月末までに本省化学物質対策課に送付すること(平成20年分については、平成21年3月末までに送付すること)。

ア 労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画届の届出件数(安衛則第90条第5号の2に定める仕事に該当するもの)

イ 石綿障害予防規則第5条第1項に基づく作業届の提出件数

4 行政執行体制の整備について

(1) 関係資料の整備

石綿による健康障害防止対策の推進のために、必要な基礎資料として労働基準行政情報システム等を活用する等により、石綿等を製造し、又は取り扱う事業場の情報の収集、整備を行うこと。

(2) 職員の安全確保及び研修の実施

ア 監督指導、個別指導及び実地調査において石綿等の除去作業等の現場に立ち入る際には、職員に配備した保護具を着用させ、石綿等のばく露防止対策を十分に行うこと。なお、保護具の使用方法等について研修を実施すること。

イ 吹き付けられた石綿等の除去作業、保温材等の除去作業については、事前調査における分析調査の要否、隔離作業の方法等に係る基本的な実施要領が確立されていることから、これらについて、別途配布する「建築物の解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を活用して、必要な研修を実施すること。

(3) その他

監督指導、個別指導及び実地調査の際に作成した別添の付表については、当分の間、前年分の写しを局においてとりまとめ、毎年1月末までに本省化学物質対策課に送付すること。

ウ 監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数

別添 1

(別紙 1 のとおり)

別添 2

(別紙 2 のとおり)

(略)

別添

石綿等が使用されている建築物等の解体等作業 石綿ばく露防止対策

監督指導・個別指導・実地調査付表

実施年月日	年	月	日	監督署
-------	---	---	---	-----

工事現場名		
建築物等の種類、規模	建築物（木造、鉄骨造等） 工作物（ ） 船舶（ ）	建築物の床面積 _____m ²
元方事業者名		
提出された届出の種類		
計画届（法88条）（吹付け石綿除去・その他） ・ 作業届（則5条） ・ 届出なし		
石綿等の種類		
吹き付け材 ・ 保温材 ・ 耐火被覆材 ・ 断熱材 ・ その他（ ）		
事前調査（則3条）		
調査結果の記録及び概要の揭示（ 適 ・ 否 ）		
目視、設計図書等による調査で石綿等の使用の有無が分からなかった部材について （分析を実施 ・ 石綿等が使用されているものとみなす ・ その他（ ））		
作業計画の作成（則4条）（ 適 ・ 否 ）		
作業主任者の選任（則19、20条）（ 適 ・ 否 ）		
特別教育の実施（則27条）（ 適 ・ 否 ）		
湿潤化の実施（則13条）（ 適 ・ 否 ）		
保護具の使用（則14条）（ 適 ・ 否 ）		
呼吸用保護具の種類		
送気マスク等・電動ファン付呼吸用保護具（全面形・半面形・フード形・フェイスシールド形） 取替え式防じんマスク（全面形・半面形）・使い捨て式防じんマスク・その他（ ）		
保護具の管理（則46条）（ 適 ・ 否 ）		
作業場所の隔離（則6条）（ 適 ・ 否 ）		
作業従事労働者以外の者の立ち入り禁止（則7条）（ 適 ・ 否 ）		
関係者以外の立ち入り禁止（則15条）（ 適 ・ 否 ）		

是正勧告書交付の有無	（有 ・ 無）	指導票交付の有無	（有 ・ 無）
特記すべき事項			

石綿ばく露防止対策の実施状況
(平成 年)

労働局

労働安全衛生法第 88 条第 4 項に基づく計画届の届出件数 (速報値) (安衛則第 90 条第 5 号の 2 に定める仕事に該当するもの)	件
石綿障害予防規則第 5 条第 1 項に基づく作業届の提出件数	件
監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数	件

(注) 1 上記のいずれについても、暦年で集計した件数を記入すること。

2 「監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数」については、別添 1 の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成した件数を記入すること。